

事
留

回常務聯合會 與村甚之助
常務聯合會 彈劾スルノ件ヲ提議シ

日本労働總同盟ハ暴力ヲ禁欲スルカ如ク
思ハルニ常務聯合會ノ決議案ヲ行ハルニ
彈劾スルト共ニ其暴力行動ニ對シテ
追討抗ヒテトテ期ス

大正十一年十月五日

日本労働總同盟東京連年大會

ヲ決議シタルニ前々係動議ノ成否ヲ見提議
者某村甚之助ハ提議理由トシテ譯田合
金ノ削減ニ際シテ勝者年會應ニ於ケル
國粹會員ノ暴行事件ノ懸念並ニ當時
官憲ノ態度ニ因テ屬一新關係上ニ登載
サレタルカ如キ改訂ヲ為シ常務贊成ヲ
求メタルニ之亦前常務會決議文ヲ參照
シテ

自衛同盟の決議（常務聯合會受書）

過井氏之助ハ提議ノ理由トシテ大要述時労働
運動ニ對シテ暴力ヲ以テ追討スルカ
便向ク示シ未リタルヲ以テ各人労働運動
ニ於テ自衛同盟設立ノ要アリトノ意旨ヲ述
レタリ又ハ竹ノ山ハ労働力不充ナルモ
於テハ暴力ノ準備ヲ為スルニ要アルヘキ
事類ニ對シテ個人的人的ニ夫々如斯
ノ運動ニ自覺シテ之ヲ為スルノ求ム
ラナクナリトノ意旨ヲ述レテ及
テルニ過井氏之助ハ之ヲ謂フ
トシテ

結

以上ヲ以テ先年前ノ議案ヲ終
了スルヘキヲ告ク
諸君其村甚之助ノ祝賀辭讀
マシテ
後正午休憩ヲ受ケ
本會中常務聯合會前ニ於テ
同紀念ノ